

退 職 福 祉 事 業 規 約

一 般 全 国 水 産 業 団 体 共 助 会
社 団 法 人

退職福祉事業規約 沿革

公布	平成22年4月1日
施行	平成22年4月1日
変更	平成23年3月31日
変更	平成26年4月1日
変更	2021年7月1日

退職福祉事業規約

第1章 総 則

(事業の運営)

第1条 一般社団法人全国水産業団体共助会（以下「この会」という。）の定款第4条第1項第1号の規定による退職福祉事業は、この規約の定めるところにより、これを運営する。

(事業の対象者及び業務の委託)

第2条 この事業は、水産基本法で定める水産業者等（水産業者及び水産業に関する団体で、漁業、水産加工業、水産流通業、水産業協同組合等の関係諸団体、会社を含む。以下「団体」という。）に従事する役職員を対象とする。

2 この会は、この事業の業務の取扱について、関係水産業諸団体に委託することができる。

(事業の種類)

第3条 退職福祉事業は、団体加入型と個人加入型の2種類とする。

(1) 団体加入型 団体の役職員が退職した場合に、団体に定額の給付金を支出するもの。

(2) 個人加入型 団体の役職員が団体を退職した場合に、その者に定額の給付金を支出するもの。

第2章 団体加入型

(加入の名義)

第4条 団体加入型の申込みは、正会員の加入として団体代表者名義をもって行うものとする。

(積立会費負担と給付金の受取人)

第5条 団体加入型の積立会費負担者及び給付金の受取人は、団体とする。

(団体の給付金の支給方法)

第6条 被加入役職員が退職その他の事由により団体を退職し団体において、この会の給付金を受けたときは、その団体の方針によりこれを当該役職員又はその遺族に支給するものとする。

(団体加入型の申込み)

第7条 団体加入型の申込みをしようとする団体は、別に定める様式による団体加入型申込書をこの会に提出しなければならない。

(記載事項変更の届出)

第8条 団体加入型申込書記載事項に変更のあったときは、直ちにこの会にその旨を届出なければならない。

(通算加入金)

第9条 この会に加入する以前から団体（他の団体を含む。）に在職している役職員については、3か年を限度として、加入前の在職年数を加算して加入することができる。ただし、この場合においては別に定める業務処理要領に掲げる通算加入金を払い込まなければならない。

(加入口数と加入限度)

第10条 加入口数は1口以上任意とし、団体において各役職員別にこれを定めるものとする。ただし、その加入限度は3,000口とする。

第3章 個人加入型

(加入の意思)

第11条 団体役職員は、准会員として任意に個人加入型に加入することができる。

(積立会費負担と給付金の受取人)

第12条 個人加入型についての積立会費負担者及び給付金の受取人は、加入役職員個人とする。

(事務手続き)

第13条 個人加入型への加入、積立会費の払込及び給付金の支給はその者の在勤する団体を経由してこれを行うものとする。

(個人加入型の申込み)

第14条 個人加入型の申込みをしようとする者は、別に定める様式による個人加入型申込書をこの会に提出しなければならない。

(加入口数と加入限度)

第 15 条 加入口数は 1 口以上任意とする。ただし、その加入限度は 3,000 口とする。

(死亡時の受取人)

第 16 条 加入役職員が死亡した場合における遺族を代表して給付金を受ける者及びその順位は、遺族補償に関する労働基準法の定めるところによる。ただし、本人が死亡前にこの会に対し別の意思表示をしたときはこれによる。

第 4 章 積立会費

(積立会費 1 口の単位)

第 17 条 積立会費 1 口の金額は、団体加入型、個人加入型共に月額 150 円とする。

- 2 毎月払い込む積立会費は、積立会費 1 口の金額に加入口数を乗じて得た額とする。
- 3 団体加入型及び個人加入型において、この会の承認を得て、積立会費を前納することができる。
- 4 前納する額は、毎月払い込む積立会費の額に、別に定める業務処理要領に掲げる前納率を乗じて得た額とする。

(加入口数の増口・減口)

第 17 条の 2 加入口数は、いつでも将来に向かって増やす、又は減らすことができる。

(払込期日)

第 18 条 積立会費は翌月の 15 日までに、この会に払い込まなければならない。

(延滞料)

第 19 条 前条に定める期限までに積立会費の払い込みが完了していないときは、払い込みが完了する日までの月数(1 月に満たない端数は、1 月とする。)に応じ年 3% の割合で計算した延滞料を添えて払い込まなければならない。

(加入承認の取消)

第 20 条 正当な理由なくして積立会費の払込みが 2 箇月以上遅滞したときは、会員が加入の意思を放棄したものとみなし、加入の承認を取消することができる。

(払込の休止)

第 21 条 休職その他正当な事由により積立会費の払込みを一時休止しようとするときは、予めこの会に届出て承認を得なければならない。

2 前項による積立会費払込休止期間は第 23 条にかかげる加入期間に算入しない。

第 5 章 給付金

(給付金の種類)

第 22 条 給付金は、退職給付金、死亡給付金及び中止給付金の 3 種類とし、原則として団体加入型及び個人加入型に共通とする。

(加入期間)

第 23 条 加入期間は、月をもって計算し、加入の月から起算して、退職、死亡又は脱退の月をもって終るものとする。

(退職給付金)

第 24 条 退職給付金の額は、加入期間中に払い込むべき積立会費に対して、以下に掲げる加入してからの払い込みのあった経過期間ごとの計算利率で計算した元利合計（複利）の和とする。

- (1) 経過期間 2 年未満は 0%
- (2) 経過期間 2 年以上 5 年未満は 0.5%
- (3) 経過期間 5 年以上 10 年未満は 0.75%
- (4) 経過期間 10 年以上 15 年未満は 1.0%
- (5) 経過期間 15 年以上は 1.25%

(死亡給付金)

第 25 条 死亡給付金の額は、前条の規定による退職給付金の 10%相当額とする。ただし、その限度は 300 万円とする。

(中止給付金)

第 26 条 脱退または加入口数の減口については、第 24 条の規定による退職給付金の 95%相当額を中止給付金として給付する。ただし、当該中止給付金の額が払い込んだ積立会費の総額を下回るときは払い込んだ積立会費の総額相当額を中止給付金として給付する。

2 前項の退職給付金の 95%相当額を給付する場合において、やむを得ない事由によりこの会が認めた場合には、退職給付金の全額を給付することができる。

(給付金の合算)

第 27 条 加入時期を異にする加入分についての給付金は、加入時期の異なる口毎に別々に計算した上これを合算する。

(給付金の請求期限)

第 28 条 給付金を受ける者がその事由が生じた後 2 年以内にこれを請求しないときは、その権利を放棄したものとみなす。

第 6 章 異動等

(加入期間の通算)

第 29 条 役職員の勤務する団体に異動があったときは、役職員の希望により加入期間を通算することができる。ただし、団体加入型にあつては、新旧両団体の連署による承認の意思をこの会に表示することを必要とする。

(積立会費又は給付金の額の変更)

第 30 条 この会は、事業環境の急激な変化等、特に必要と認めた場合において、理事会の承認を受けたときは、この事業に係る積立会費の額又は給付金の額を変更することができる。

第 7 章 退職給付金担保貸付

(退職給付金担保貸付)

第 31 条 退職福祉事業加入者は、別に定める退職給付金担保貸付基準により貸付を受けることができる。

第 8 章 資産の運用

(資産の運用)

第 32 条 この事業の資産の運用については、別に定める資金運用管理規程によるものとする。

第 9 章 会 計

(未収積立会費の計上)

第 33 条 この会は、毎事業年度末において、収入すべきことが確定した積立会費で、

まだ受け入れていないものがある場合には、未収積立会費として計上することができるものとする。

(前受積立会費の計上)

第 34 条 この会は、毎事業年度末において、すでに受け入れている積立会費で、いまだ到来していない期間のものがある場合には、前受積立会費として計上しなければならない。

(支払準備金の積立て)

第 35 条 この会は、毎事業年度末において、別に定める支払準備金積立規程に基づき所要の支払準備金を積み立てるものとする。

第 10 章 雑 則

(改廃)

第 36 条 この規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 退職共済規約は、平成 22 年 3 月 31 日に廃止する。
ただし、現に存する共済の甲種共済は団体加入型、乙種共済は個人加入型として、その権利義務の一切をこの規約に継承する。

附 則

この規約の変更は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この規約の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この変更の後に、変更の前の加入分について給付金を支払うこととなる場合には、当該加入分について平成26年3月31日に当該給付金を支払うべき事由が生じたと仮定した場合にこの変更の前の規定に基づき加算されることとなっていた特別加算金の額に相当する額を加算して支払うものとする。

附 則

- 1 この規約の変更は、2021年7月1日から施行する。
- 2 この変更により、平成26年4月1日に変更した退職福祉事業規約は廃止する。ただし、既に確定している特別加算金の額については、給付金に加算して支払うものとする。
- 3 規約の変更を施行するにあたり、現に存する加入（以下「旧加入」という。）については、4に定める場合を除き、変更後の規約を適用する。ただし、この規約の変更の施行の直前に払い込むべき積立会費及び通算加入金については、変更前の規約を適用する。
- 4 旧加入に係る退職給付金の額は、第24条の規定にかかわらず、次の（1）及び（2）の合計額とする。
 - （1）2021年7月1日に、変更前の規約第24の規定に基づき算定された退職給付金の額に、この規約の変更の日から給付金の支払事由が発生した日までの期間につき年1.25%の計算利率で利息を付して計算した元利合計額（複利）とする。ただし、旧加入における特別加算金には利息を付さないこととする。
 - （2）この規約の変更の日から給付金の支払事由が発生した日までの期間に対応して払い込まれた積立会費については、第24条の規定を適用するものとする。

退職福祉事業規約

退職給付金一覧表 (第24条)													
													(1口について単位：円)
月 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	月 年
0	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	1,650	1,800	0
1	1,950	2,100	2,250	2,400	2,550	2,700	2,850	3,000	3,150	3,300	3,450	3,600	1
2	3,752	3,903	4,055	4,207	4,358	4,510	4,662	4,814	4,966	5,118	5,271	5,423	2
3	5,575	5,728	5,880	6,033	6,185	6,338	6,491	6,643	6,796	6,949	7,102	7,255	3
4	7,408	7,561	7,714	7,868	8,021	8,174	8,328	8,481	8,635	8,789	8,942	9,096	4
5	9,252	9,408	9,564	9,720	9,876	10,032	10,188	10,345	10,501	10,658	10,815	10,972	5
6	11,129	11,286	11,443	11,600	11,758	11,915	12,073	12,230	12,388	12,546	12,704	12,862	6
7	13,020	13,178	13,337	13,495	13,654	13,812	13,971	14,130	14,289	14,448	14,607	14,766	7
8	14,925	15,085	15,244	15,404	15,564	15,723	15,883	16,043	16,203	16,363	16,524	16,684	8
9	16,845	17,005	17,166	17,327	17,488	17,649	17,810	17,971	18,132	18,293	18,455	18,616	9
10	18,782	18,947	19,113	19,279	19,445	19,612	19,778	19,945	20,111	20,278	20,445	20,612	10
11	20,779	20,947	21,114	21,282	21,450	21,618	21,786	21,954	22,122	22,291	22,459	22,628	11
12	22,797	22,966	23,135	23,305	23,474	23,644	23,813	23,983	24,153	24,323	24,494	24,664	12
13	24,835	25,005	25,176	25,347	25,519	25,690	25,861	26,033	26,205	26,376	26,548	26,720	13
14	26,892	27,065	27,238	27,410	27,583	27,756	27,929	28,103	28,276	28,450	28,623	28,797	14
15	28,977	29,157	29,338	29,519	29,699	29,880	30,061	30,243	30,424	30,606	30,787	30,969	15
16	31,151	31,334	31,517	31,700	31,883	32,066	32,249	32,433	32,616	32,800	32,984	33,168	16
17	33,353	33,538	33,723	33,908	34,093	34,279	34,464	34,650	34,836	35,022	35,208	35,395	17
18	35,582	35,769	35,957	36,144	36,332	36,520	36,707	36,896	37,084	37,272	37,461	37,650	18
19	37,839	38,029	38,219	38,408	38,598	38,789	38,979	39,169	39,360	39,551	39,742	39,933	19
20	40,125	40,317	40,509	40,701	40,893	41,086	41,279	41,471	41,664	41,858	42,051	42,244	20
21	42,438	42,632	42,827	43,022	43,216	43,411	43,606	43,802	43,997	44,193	44,388	44,584	21
22	44,781	44,977	45,174	45,371	45,569	45,766	45,963	46,161	46,359	46,557	46,755	46,953	22
23	47,152	47,351	47,551	47,750	47,950	48,150	48,350	48,550	48,750	48,951	49,151	49,352	23
24	49,554	49,755	49,957	50,159	50,361	50,564	50,766	50,969	51,172	51,375	51,578	51,781	24
25	51,985	52,189	52,394	52,598	52,803	53,008	53,213	53,418	53,623	53,829	54,035	54,240	25
26	54,447	54,653	54,860	55,068	55,275	55,482	55,690	55,898	56,106	56,314	56,522	56,730	26
27	56,939	57,149	57,358	57,568	57,778	57,988	58,198	58,408	58,619	58,830	59,040	59,251	27
28	59,463	59,675	59,887	60,099	60,312	60,525	60,737	60,950	61,164	61,377	61,590	61,804	28
29	62,019	62,233	62,448	62,663	62,878	63,094	63,309	63,525	63,740	63,956	64,172	64,389	29
30	64,606	64,824	65,041	65,259	65,477	65,695	65,913	66,131	66,350	66,568	66,787	67,006	30
31	67,226	67,446	67,666	67,887	68,107	68,328	68,549	68,770	68,991	69,213	69,434	69,656	31
32	69,879	70,102	70,325	70,548	70,771	70,995	71,218	71,442	71,666	71,890	72,114	72,339	32
33	72,565	72,790	73,016	73,242	73,468	73,694	73,921	74,147	74,374	74,601	74,828	75,055	33
34	75,283	75,512	75,740	75,969	76,198	76,427	76,657	76,886	77,116	77,345	77,575	77,805	34
35	78,036	78,268	78,499	78,731	78,963	79,195	79,427	79,659	79,891	80,124	80,357	80,590	35
36	80,824	81,058	81,293	81,527	81,762	81,997	82,232	82,467	82,703	82,938	83,174	83,410	36
37	83,647	83,884	84,122	84,359	84,597	84,835	85,073	85,311	85,549	85,787	86,026	86,265	37
38	86,505	86,745	86,986	87,226	87,467	87,707	87,948	88,190	88,431	88,672	88,914	89,156	38
39	89,399	89,642	89,886	90,129	90,373	90,617	90,860	91,105	91,349	91,593	91,838	92,083	39